



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
1 2 月 7 日
第 4 5 0 7 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

平成30年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課)	1
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課)	1
保安林の指定施業要件の変更 (森林保全課)	2
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	4

○ 公 告

公共測量実施公告 (監理課)	4
----------------------	---

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (東近江)	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (湖東)	5

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	5
------------------------------	---

○ 琵琶湖海区漁業調整委員会公告

漁業法による公聴会開催公告	6
---------------------	---

告 示

滋賀県告示第508号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、平成30年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集期間 男子・女子 平成31年3・4月採用 (自衛官候補生) 平成31年2月28日 (木)まで
- 2 試験期日 平成31年3月13日 (水)および16日 (土)のうち指定する1日
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第509号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市大久保字向山731、731-1
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第510号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大津市荒川字大岩谷652、大物字焼苧872、字寺山888、字大岩谷891、字炭焼892、892-1、892-2、892-4、892-5

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第511号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第512号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所および保安林として指定された目的 次の告示で定めるところによる。

平成6年農林水産省告示第1394号(1に係るものに限る。)

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第513号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市大久保字向山731

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第514号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
スポットライフくればす	湖南市若竹町14番地20	社会福祉法人さわらび福祉会	甲賀市水口町水口6743番の1	生活介護	平成30.10.1	2512300191

自立生活援助事業所流星	草津市集町160-3	社会福祉法人こなんSSN	草津市川原町231番地1	自立生活援助	平成30.12.1	2510600626
ジョブ・サポートセンター・メイピス	高島市新旭町北畑96	特定非営利活動法人風の会	高島市新旭町北畑96番地	就労継続支援A型	平成30.12.1	2512200235
障がい者相談支援センターほたる	米原市三吉570番地	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	米原市三吉570番地	自立生活援助	平成30.12.1	2512400207

滋賀県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
膳所ハート薬局	大津市馬場2-7-5	薬局	我藤 智枝	平成30.10.1
草津ハート薬局	草津市西大路町4-33シャルムシャトレ103号	薬局	永井 裕絵	平成30.10.1
甲賀薬局こびらい店	栗東市小平井3-2-24	薬局	深野木 美佳	平成30.10.1
甲賀薬局泉店	甲賀市水口町北泉1-127	薬局	西出 京祐	平成30.10.1
甲賀薬局貴生川店	甲賀市水口町虫生野996-30	薬局	増井 万里子	平成30.10.1
甲賀薬局名坂店	甲賀市水口町名坂90	薬局	中本 貴士	平成30.10.1
甲賀薬局伴谷店	甲賀市水口町伴中山3813-3	薬局	後藤 友里	平成30.10.1
甲賀薬局水口店	甲賀市水口町松尾744-126	薬局	渡邊 真樹	平成30.10.1
甲賀薬局	湖南市梅影町3-15	薬局	中野 貴之	平成30.10.1
甲賀薬局柑子袋店	湖南市柑子袋608-4	薬局	樋口 千壽子	平成30.10.1
甲賀薬局甲西中央店	湖南市針252-1	薬局	山本 博和	平成30.10.1
蒲生ハート薬局	東近江市桜川西340-379	薬局	岡 景子	平成30.10.1
彦根ハート薬局	彦根市開出今町1733-5-101	薬局	上田 正人	平成30.10.1
訪問看護ステーションつばめ	大津市粟津町2-65第2久下ビル2階	訪問看護	-	平成30.11.1
松が丘プラス薬局	大津市松が丘7-16-23	薬局	大迫 芳孝	平成30.11.1
スギ薬局守山東店	守山市勝部五丁目7番18号	薬局	井上 裕子	平成30.11.1

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、防衛省近畿中部防衛局長 島 眞哉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年12月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(2級および4級基準点測量)
- 作業の地域 高島市安曇川町上古賀
- 作業の期間 平成30年12月6日から平成31年3月29日まで

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第16号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年12月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
あやは訪問介護事業所 近江八幡	近江八幡市馬淵町1665	綾羽株式会社 代表取締役 河本英典	大阪府大阪市中央区南本町3-6-14	訪問介護	2570400875	平成30.12.31

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年12月7日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 切手 俊 弘

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
さくらんぼ	彦根市芹町10番28-103号	一般社団法人 さくらんぼ	彦根市芹町10番28-103号	同行援護	平成30.12.1	2510200567

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、近江八幡西部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年12月7日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	浅田 壤太郎	近江八幡市池田本町779番地
〃	岡野 時男	同 市佐波江町202番地
〃	松本 敏男	同 市東川町519番地
〃	三崎 基代治	同 市江頭町895番地
〃	梅村 和夫	同 市十王町795番地
〃	村井 敏数	同 市小田町167番地
〃	中西 貢	同 市野村町1464番地
〃	田畑 利彦	同 所1391番地
〃	河村 泰雄	同 市田中江町300番地
〃	山本 清	同 市安養寺町792番地
〃	武山 定雄	同 市森尻町51番地
〃	岡谷 貞佳	同 市中小森町562番地
〃	小林 三男	同 市日吉野町356番地
〃	黒川 利一	同 市八木町81番地

〃	小 西 岩 男	同	市馬淵町709番地
〃	奥 野 繁 太 郎	同	所1748番地
〃	小 川 廣 司	同	市千僧供町394番地
〃	竹 岡 延 良	同	市倉橋部町133番地
〃	塚 本 増 弘	同	市新巻町49番地
監 事	南 喜 三 男	同	市古川町837番地
〃	佐 橋 昭 夫	同	市東川町532番地
〃	太 田 芳 隆	同	市小田町225番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	淺 田 壤 太 郎	近江八幡市池田本町779番地
〃	岡 野 時 男	同 市佐波江町202番地
〃	松 本 敏 男	同 市東川町519番地
〃	坪 田 豊 一	同 市江頭町832番地
〃	梅 村 和 夫	同 市十王町795番地
〃	村 井 敏 数	同 市小田町167番地
〃	仲 江 九 市	同 市野村町1410番地
〃	井 狩 篤 士	同 所2171番地
〃	川 村 吉 雄	同 市田中江町524番地
〃	北 川 昇	同 市東町263番地
〃	松 浦 貞 明	同 市安養寺町779番地
〃	武 山 定 雄	同 市森尻町51番地
〃	岡 谷 貞 佳	同 市中小森町562番地
〃	松 本 春 男	同 市赤尾町350番地 2
〃	小 林 三 男	同 市日吉野町356番地
〃	村 井 長 治 郎	同 市馬淵町1795番地
〃	蒲 生 一 明	同 所1030番地
〃	小 川 廣 司	同 市千僧供町394番地
〃	村 地 清 広	同 市倉橋部町109番地
〃	川 部 長 夫	同 市浄土寺町275番地 1
監 事	太 田 芳 隆	同 市小田町225番地
〃	伴 和 夫	同 市益田町274番地
〃	中 村 富 雄	同 市馬淵町555番地

琵琶湖海区漁業調整委員会公告

漁業法による公聴会開催公告

本委員会は漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年12月7日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

1 開催の日時および場所 平成30年12月21日(金)14時から 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館4-A会議室

2 意見を聞こうとする案件 漁場計画1件

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置
共第197号	第2種共同漁業	小型定置網漁業	大津市北小松地先

3 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係のある者

- 4 公述の申出 本公聴会に意見を述べようとする者は、平成30年12月19日(水)までに、住所、氏名、年齢、従事する漁業の名称および発言内容の要旨等を記載した文書を本委員会に提出して下さい。

提出先 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県農政水産部水産課内

